

報告第 19 号

小城市職員の公益的法人等への派遣に関する規則等の一部
を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

法人名称の変更により、小城市職員の公益的法人等への派遣に関する
規則等の一部を改正したため報告する。



小城市規則第 24 号

小城市職員の公益的法人等への派遣に関する規則等の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和 4 年 7 月 6 日

小城市長

小城市規則第 24 号

小城市職員の公益的法人等への派遣に関する規則等の一部
を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「小城市体育協会」を「小城市スポーツ協会」
に改める。

- (1) 小城市職員の公益的法人等への派遣に関する規則(平成 19 年小城市規則第 25 号) 第 2 条
- (2) 小城市職員の退職管理に関する規則 (平成 28 年小城市規則第 27 号) 第 4 条
- (3) 小城市都市公園条例施行規則 (平成 17 年小城市規則第 113 号) 第 9 条

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

報告第 19 号 小城市職員の公益的法人等への派遣に関する規則等の一部を改正する規則

(1) 小城市職員の公益的法人等への派遣に関する規則（平成19年小城市規則第25号）の一部改正 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（派遣先団体）</p> <p>第2条 条例第2条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる団体とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）一般財団法人小城市体育協会</p>	<p>（派遣先団体）</p> <p>第2条 条例第2条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる団体とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）一般財団法人小城市スポーツ協会</p>

(2) 小城市職員の退職管理に関する規則（平成28年小城市規則第27号）の一部改正 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（退職手当通算法人）</p> <p>第4条 法第38条の2第2項のこの規則で定める法人は、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）一般財団法人小城市体育協会</p>	<p>（退職手当通算法人）</p> <p>第4条 法第38条の2第2項のこの規則で定める法人は、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）一般財団法人小城市スポーツ協会</p>

(3) 小城市都市公園条例施行規則（平成17年小城市規則第113号）の一部改正 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p data-bbox="282 368 465 395">（使用料の減免）</p> <p data-bbox="241 421 1090 496">第9条 条例第11条第3号に規定する市長が特に認める行為は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="271 521 495 549">（1）～（4） （略）</p> <p data-bbox="271 572 1090 647">（5） <u>小城市体育協会</u> に加盟する団体が行う選手の養生及びその資質向上のための練習</p> <p data-bbox="271 673 412 700">（6） （略）</p>	<p data-bbox="1178 368 1361 395">（使用料の減免）</p> <p data-bbox="1137 421 1986 496">第9条 条例第11条第3号に規定する市長が特に認める行為は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1167 521 1391 549">（1）～（4） （略）</p> <p data-bbox="1167 572 1986 647">（5） <u>小城市スポーツ協会</u> に加盟する団体が行う選手の養生及びその資質向上のための練習</p> <p data-bbox="1167 673 1308 700">（6） （略）</p>